

にかほ市公共工事前払金取扱要綱

(目的)

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条及びにかほ市財務規則（平成17年にかほ市規則第41号）第133条の規定に定めるもののほか、建設工事又は測量、設計及び調査の業務（土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、建築関係コンサルタント、補償コンサルタントの5業務をいう。以下「建設コンサルタント5業務」という。）に要する経費の前払金及び中間前払金（以下「前払金等」という。）について必要な事項を定め、公共工事の適正かつ円滑な施工を図ることを目的とする。

(前払金の支払対象工事等)

第2条 前払金の支払対象とすることができる建設工事は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項の公共工事で、1件の契約金額が100万円以上のものとする。

2 前払金の限度額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 建設工事 契約金額の10分の4以内の額

(2) 建設コンサルタント5業務 契約金額の10分の3以内の額

3 市長は、前払金等に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 市長は、歳計現金の保有状況等によって支払が困難と認めるときは、前払金の額を減額し、又は支払をしないことができる。

5 契約金額を減額した場合において、先に支払った前払金の額が減額した契約金額に対して限度額を超えるときは、その超える部分を契約金額変更後最初の部分払又は中間前払金の支払をするときに決済しなければならない。

6 継続費又は債務負担行為に係る工事であって2箇年度以上にわたるものにおける前払金は、各年度の出来高予定額に対して支払うことができる。

7 繰越明許費に係る工事であって翌年度にわたるものにおける前払金は、契約金額の総額に対して支払うことができる。

(中間前払金の支払対象工事等)

第3条 市長は、前払金の支払をした建設工事について契約金額の10分の2以内の額を限度として、既に支払った前払金に追加して中間前払金を支払うことができる。

2 前払金の額と中間前払金の額の合計額は、契約金額の10分の6を超えないものとする。

3 市長は、歳計現金の保有状況等によって支払が困難と認めるときは、中間前払金の額を減額し、又は支払をしないことができる。

(中間前払金の支払要件)

第4条 中間前払金は、次の要件を全て満たしている場合に支払うことができるものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 部分払の請求をしていないこと。

(中間前払金と部分払の選択)

第5条 第3条第1項の中間前払金を受けた工事は、部分払を受けることができないものとする。ただし、複数年度にわたる契約における各年度末（最終の年度を除く。）の部分払については、この限りでない。

(前払金等の支払対象者)

第6条 前払金等の支払対象とすることができる者は、第2条に規定する市発注の公共工事の受注者で法第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）及び同条第5項に規定する前払金の保証に関する契約を締結した者とする。

(前払金等の請求手続)

第7条 前払金の支払を受けようとする者は、前払金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 前払金請求書（様式第2号）
- (2) 保証事業会社の発行した当該前払金に係る保証証書

2 中間前払金の支払を受けようとする受注者は、第4条の要件を満たした上で次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 中間前払金認定申請書（様式第3号）
- (2) 工事履行報告書（様式第4号）

- 3 市長は、前項の中間前払金認定申請書等を受理した日から7日以内に、申請書類の内容を審査し、適正と認められる場合は、中間前払金支払認定通知書（様式第5号）により通知しなければならない。
- 4 中間前払金支払認定通知書を受理した受注者は、受理後速やかに、中間前払金請求書（様式第6号）に保証事業会社の発行した当該中間前払金に係る保証証書を添付して、発注者に請求するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、請求時期を別に定めることができる。
- 5 第1項第2号及び前項に規定する保証証書については、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方が定め、市長が認めた措置によることができる。この場合において、市長は、契約の相手方が保証証書を寄託するものとみなす。

（前払金等の支払時期）

第8条 市長は、前払金請求書及び中間前払金請求書を受理した日から14日以内に、当該請求に係る分を支払うものとする。

（前払金等の返還）

第9条 市長は、前払金等の支払を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 前払金等を次条に規定する経費以外の支払に充てたとき。
- (2) 受注者がその契約義務を履行しないとき。
- (3) 当該工事に係る契約を解約し、又は解除されたとき。
- (4) 第6条に規定する保証契約が解除されたとき。

（前払金等の使用制限）

第10条 建設工事に係る前払金等は、当該工事における材料費、労務費、機器器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費に充てることができない。ただし、当該請負契約を締結した工事に係る前払金の100分の25を超える額を除き、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

2 建設コンサルタント5業務に係る前払金は、当該業務における材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に

限る。）、動力費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費に充てることはできない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

前 払 金 申 請 書

年 月 日

(あて先)
にかほ市長

受注者 住 所
商号又は名称
氏 名

次の工事（業務）の請負契約に対する前払金を支払い願いたく、申請します。

前金払申請額	¥
工事（業務）名	
工事（業務）場所	
工事（業務）場所	にかほ市
契 約 年 月 日	年 月 日
契 約 金 額	¥ うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥
工期（業務期間）	年 月 日 から 年 月 日
摘 要	

○添付書類

- ・請求書
- ・保証証書（電子保証証書の場合は、保証事業会社が発行する「電子保証に係る「承認キー」のお知らせを電子メールで提出すること。」

前 払 金 請 求 書

年 月 日

(あて先)
にかほ市長

受注者 住 所
商号又は名称
氏 名

¥
ただし、工事(業務)名
工事(業務)場所

契 約 金 額	円
上記契約金額の 10分の 以内の額	円

上記のとおり契約金額の前払をされるよう保証証書を添え請求します。
なお、前払金は、次の金融機関にある私名義の預金口座に振り込まれるようお願いしま
す。

振 込 先 金 融 機 関	預金種別	口座番号

中間前払金認定申請書

年 月 日

(あて先)
にかほ市長

受注者 住 所
商号又は名称
氏 名

次の工事の請負契約に対する中間前払金に係る認定を受けたく、工事履行報告書を添えて申請します。

工 事 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	にかほ市
契 約 年 月 日	年 月 日
契 約 金 額	¥ うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥
工 期	年 月 日 から 年 月 日
摘 要	

工 事 履 行 報 告 書

年 月 日

工 事 番 号			
工 事 名			
工 期			
月 別	予定工程 (%) () は、工程変更後	実施工程 (%) () は、予定工程との差	備考
	()	()	
	()	()	
備考			

※実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入すること。

中間前払金支払認定通知書

年 月 日

様

にかほ市長

次の工事について、その進捗を審査し、中間前払金を支払うことができる要件を具備していること（具備していないこと）を認定したので、通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	にかほ市
契 約 年 月 日	年 月 日
契 約 金 額	¥ うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥
工 期	年 月 日 から 年 月
摘 要	

中 間 前 払 金 請 求 書

年 月 日

(あて先)
にかほ市長

受注者 住 所
商号又は名称
氏 名

¥
ただし、工事名
工事場所

契約金額	円
受領済前払金額	円
上記契約金額の10分の2以内の額	円

上記のとおり契約金額の中間前払をされるよう保証証書を添え請求します。
なお、中間前払金は、下記金融機関にある私名義の預金口座(前金払と同様の口座)に振り込まれるようお願いします。

振込先金融機関	預金種別	口座番号